

平成 27 年 12 月 佐川町議会定例会会議録（第 3 号）

招集年月日 平成 27 年 12 月 8 日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成 27 年 12 月 8 日 午前 9 時宣告（第 5 日）

応招議員	1 番	下川	芳樹	2 番	坂本	玲子	3 番	邑田	昌平
	4 番	森	正彦	5 番	片岡	勝一	6 番	松浦	隆起
	7 番	岡村	統正	8 番	中村	卓司	9 番		
	10 番	永田	耕朗	11 番	西村	清勇	12 番	今橋	壽子
	13 番	徳弘	初男	14 番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1 番	下川	芳樹	2 番	坂本	玲子	3 番	邑田	昌平
	4 番	森	正彦	5 番	片岡	勝一	6 番	松浦	隆起
	7 番	岡村	統正	8 番	中村	卓司	9 番		
	10 番	永田	耕朗	11 番	西村	清勇	12 番	今橋	壽子
	13 番	徳弘	初男	14 番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	チーム佐川推進課長	片岡 雄司
副町長	村田 豊昭	教育次長	吉野 広昭
教育長	川井 正一	産業建設課長兼農業委員会事務局長	渡辺 公平
会計管理者	真辺 美紀	健康福祉課長	岡崎 省治
総務課長	横山 覚	町民課長	麻田 正志
税務課長	田村 秀明	国土調査課長	廣田 郁雄
収納管理課長	西森 恵子	病院事務局次長	吉永 龍也

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成 2 7 年 1 2 月 佐川町議会定例会議事日程〔第 3 号〕

平成 2 7 年 1 2 月 8 日 午前 9 時開議

日程第 1 一 般 質 問

日程第 2 常任委員会審査報告について
総務文教常任委員会
産業厚生常任委員会

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 13 名です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、一般質問を行います。

きのうに引き続き、一般質問を行います。

1 番、下川芳樹君の発言を許します。

1 番（下川芳樹君）

おはようございます。1 番議員、下川芳樹です。議長のお許しを得て、通告に従い 4 点質問をいたします。

質問の前に、先の 11 月 19 日に愛媛県内子町で実施された町社会福祉協議会主催の行政視察研修に参加し、私が感じたことについて、一言所見を述べさせていただきます。

この研修には、民生児童委員、みんなで福祉のまちづくりメンバーなど 60 名余りが 2 台のバスに便乗し参加いたしました。現地での研修は午前 10 時から午後 4 時までと非常にハードな視察日程であり、内子町担当者からは「こんなに内容の詰まった研修は初めてだ」と言わしめたほどただひたすら学ぶだけ、学ぶためだけの研修でした。

研修内容は、エコロジータウン内子の取り組みについて、内子フレッシュパークからりの取り組みについて、住民主体のまちづくりと自治会制度、町並み保存の取り組みについて、の 4 点と町並み保存地区やフレッシュパークからりなどの現地見学でした。

この研修を通じて、内子町のまちづくりに感銘したことは、自分たちの地域は自分たちで知恵を出しながらつくる、という町民の自治力を強化する地域づくり計画を、町民みずからの手でつくっている計画した内容を毎年度検証しながら地道につくり上げていること。まちづくりを進めていく人材を、学習活動などを通じてしっかり育てていること。行政と住民が同じ方向を向き、助けあいながら進んでいることなどでした。

都会の生活に追いつけ追い越せから、朽ち果てようとしていた古い町並みを保存する取り組みにより、町の将来あるべき姿を見出し、山間部にある原風景を守る村並み保存へと発展し、地場産業である林業や農業を生かしたバイオマスエネルギーの活用や農産物を活用した直販市フレッシュパークからりの設立、役場職員の地域担当制

による自治会活動の充実など、住民と行政が、地域にある資源や人を活用して同じ目線でまちづくりに取り組んでいる姿が、未来に向かっていく内子町が輝きながら進んでいるように強く感じたことでした。

我が町佐川町も、都会に追いつけ追い越せではなく、今ある地域のお宝を役場職員と住民の皆さんの協働でうまく活用し、自分ごととしてまちづくりに取り組んでいける体制づくりが重要であると思います。

新しい総合計画や総合戦略で、行政と町民が同じ目線で協力し合える仕組みづくりを、議員として、また一町民として提案、協力していきたいと強く感じつつ質問に入ります。

初めに、日下川、長竹川のしゅんせつ工事についてお尋ねをいたします。平成 17 年度以降、大きな災害を受けたことがなかった佐川町でしたが、災害は忘れたころにやってくる、の例えどおり、昨年 8 月の台風 12 号、11 号の来襲は、大雨による河川の氾濫など、大きな水害を佐川町にもたらししました。

佐川町加茂地区でも、週末ごとに起こる台風水害により、日下川、長竹川の合流地点から上流の農地は大きく灌水し、湖が突然出現したかのような光景でした。一方、下流側に位置する日高村加茂地区の被害は、農地の灌水はもちろんのこと、国道、県道周辺の住宅や商業施設にも甚大な被害が発生し、昨年の夏、加茂小中学校の P T A で実施を予定していた子供たちのための夏祭りが、被害を受けた保護者に配慮されて有志のみで実施されるなど、佐川町、日高村を含めた加茂地区全体が少し寂しい 1 年となりました。

この災害を受け、日高村では平成 26 年度に、国や県とともに策定した日下川総合内水対策計画に基づき、ハード対策として内水の排水能力向上を目的とした新規放水路の整備を行う。新たにつくる放水トンネルは、直径約 7 メートルの断面とし、既設の日下川放水路の南側ルートで計画をする。内水被害の軽減及び拡大防止のため、内水氾濫の状況に応じて円滑かつ迅速に内水を排水するため、機動性がある排水ポンプ車を配備するとし、ソフト面では、整備後の治水安全度の維持を図るため、流域からの流出抑制や低地への家屋進出の抑制など必要であることから、日下川総合内水対策計画に基づき、土地利用規制の条例化や地域住民への啓蒙・啓発活動など、国、県の積極的な技術支援を受けつつ進めていく計画であるとのことで

す。

一方、上流側の佐川町加茂地区での対策としては、水害を受けた平成 26 年度に、県及び町に対し、日下川、長竹川の適正な河川断面確保のため、一刻も早いしゅんせつ工事の実施について要望書、請願書の提出を行いました。この要望並びに請願書には、地区自治会長 6 人全員と地元議員として私も参加をいたしまして、日下川及び長竹川周辺の河川堆積状況を確認し状況写真位置図を添付して提出をさせていただきました。

御存じのように、加茂地区は水害の常習地域であり、河川周辺の住民は、昔から続く水害に大変苦慮しております。このようなことから、地区では毎年、住民全体の取り組みとして、両河川内のよしなどの刈り取りと清掃、野焼きによる処理など、河川の通水断面を少しでも確保する活動で維持管理に努めているところです。要望書、請願書の提出時にも、これらの状況をお伝えしつつ、県も予算の上限があることから、一度に完了するということの難しさも考慮し、自治会長会で協議をした優先順位に基づき、数年間かけての実施をお願いいたしました。

しかし、昨年度より始まった日下川下流域の日高村での取り組みや、本年、想定外の越流があった 9 月 24 日の集中豪雨や 11 月 13 日夜半の降雨による日下川、長竹川の氾濫事例など、その状況が大きく変わりつつあることから、住民より早期のしゅんせつ工事完了が求められているところです。

そこでお尋ねをいたします。初めに、日下川、長竹川は県河川であり、町が直接管理する河川ではありませんが、町内を流れる河川として町民の暮らしや安全に密接な関係のある河川でもあります。昨日の中村議員の質問と重複する内容とはなりますが、町としてどのような考え方で、これら県河川対策に臨んでおられるのか、お答えをお願いいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

おはようございます。下川議員の御質問にお答えいたします。質問にありましたように、昨日の中村議員の御質問にも答弁させていただきましたが、県河川といえども町内にあり、町民が一番身近なものでございます。常に堤防により命を守られておると。また一方では、治水として、用水として、水を大いに恩恵も受けておるものでございます。我々としてやれること、住民の声を聞き、管理者の

ほうに適切に伝え、住民の声が実現されるように日ごろから関係組織とも連携を取りながら、県とも連携を取りながら取り組んでおります。今後とも一層そういった考えで取り組んでいきたいと思っております。

1 番（下川芳樹君）

県と、それから周りの住民とも一緒に連携をしながら、県河川であれど町内を流れる河川として、しっかり守っていくというふうなお答えでございました。

次に、日高村では日下川総合内水対策計画によるハード・ソフト事業を、国及び高知県を巻き込んで進めております。ハード面の事業として内水の排水能力向上を目的とした新規放水路の整備計画では、仁淀川合流点から日高村岩目地国道 33 号の筋違橋までの 6,900 メートルが計画に挙がっております。

計画降水勾配、これは河川の増水したときの一番高い水位、これの水位の勾配でございますが、大部分が 2,730 分の 1 から 3 千分の 1、河川断面を確保するための河道掘削や護岸の整備を行うとのことですが、佐川町加茂分の河川はそのままの計画でございます。そのままというのは、現状河川の改修計画がないというふうなことでございます。

日下川は先ほども説明いたしましたように、河川勾配が非常に緩い。2,730 分の 1 から 3 千分の 1 というふうな 3 キロ行って 1 メーター下がるっていうふうな、ほんとに緩い勾配でございます。この勾配は河川に流れ込んだ雨水を下流に流す能力が低い河川でございます。

例を挙げますと、江戸時代に野中兼山が春野に農業用水を引くため仁淀川につくった八田堰がございます。この堰の設立で、せき止められた水位の上昇、これが影響いたしまして、現在の日高村や加茂地区が水害常襲地帯となったと言われております。

本年 9 月 24 日の集中豪雨や 11 月 13 日夜半の降雨による想定外の日下川、長竹川の氾濫は、河川勾配が緩い河川に局地的に大雨が降ったことも要因の 1 つであります。加茂地区の土地の形状が以前と比べ大きく変わったことも重要な要因であると思われれます。

近年、造成工事が進んだ本村西地区の造成地約 22 ヘクタールと長竹地区に接する霧生関造成地 3 ヘクタール余りがこれに当たります。合わせて 25 ヘクタール以上の造成地から流出する雨水は全

て日下川、長竹川に流れ込みます。また新たな宅地の造成や休耕農地の増加など、土地形状の変化により、これまで以上に河川への雨水到達時間、つまり雨が降ってから川に水が流れ込むまでの時間でございますが、これが早くなっているという状況です。

たびたび申し上げますが、本年9月24日の集中豪雨や11月13日夜半の降雨では、佐川町側では、河川より大きく越流をいたしました。下流の日高村側では越流もなく、9月の豪雨では堤防高、堤防の頭より1.5メートルから2メートルほど余裕があったと地域住民の報告も受けております。これらのことから、地域の土地形状の変化や近年のような局地的な豪雨が発生する状況の中では、適正な河川断面の確保と土砂の流入防止策が重要であり、河川内にたまっている土砂のしゅんせつ作業を早期に計画的に実施するよう県への働きかけを行うとともに、町においては河川周辺よりの土砂流出の防止策を講じるべきだと考えます。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。日下川、おっしゃるとおり非常に緩やかな、極めて緩やかな河川でございます。そのため途中には、岩目地には大規模な調整池を構えながらも水害対策は講じられておりますが、御質問のとおり、昨年度大変な状態になりました。

また形状の変化、山も荒れております。農地の荒廃化も進んでおります。以前ほどの保水力もなくなりつつあります。また大規模開発もされておる。加茂地区の水に関する環境の変化というのも十分認識しております。

そこで昨年度、御質問にもありましたように、加茂地区自治会長全員の方、それと御質問議員に要望いただきました。内容的には言われたとおり、それぞれの箇所の写真を撮り、位置図もこさえ、状況がつぶさにわかるようなものを要望していただき、一緒になって県、越知事務所のほうにもお伺いし、細かく地元の方々から説明を受け要望したことでございます。

そのかいありまして、要望箇所につきまして全てではないにしても、昨年度、しゅんせつが工事完了しております。またそれに関することですが、続いて今月中にしゅんせつ工事の入札を越知事務所のほうでしていただけるようになっております。

こういったことから、下流域で大工事が始まり新たな施設ができ

ること、これは流れを海へ、仁淀川へ持って行くためには当然必要なことで、加茂地区もこの恩恵はこうむるものと思いますが、最近の雨と申しますと、今の話のとおり一定のところに集中して降るようなことがあります。調整池で調整機能された結果、下のほうはつかないが加茂地区のみがつかるといことが発生します。

私どもも町道加茂駅前線、これは県道と国道を結ぶ加茂の幹線道路であるというふう認識しておりますが、これがちょっとした雨のたんびに通行止めにせないかんような事態が発生しております。これも日下川の影響でございますが、そういったことがないように安全性の確保の面も言いましても進めていかななくてはなりません。

そのためにはやはり河川改修計画はないにしろ、通水断面を確保していく。以前のような状態では断面確保が集中豪雨には対応できない場合も出てきておりますので、これからも地元の皆さんの声を聞きながら、一緒になって県のほうにそういった話も訴えていきながら、しゅんせつ通水断面の確保できるようにしていきたいと思うております。

加茂地区は質問の中でも言われましたように、もう十数年前から地元の方々が川の中のよしとか草刈りをされております。また管理道においても管理道を立派な環境のもとに管理してイベントまでやっておるように、水害対策で苦しみながらも、それを抜け出そうと環境美化とかそういった河川の断面確保に大いに取り組んでおられます。

そういったことから一層これからも地域の皆さんと一緒に県の方に要望を繰り返し、継続的にしゅんせつができるようにしていきたいと思うております。ちょっとくどくどになりましたが、以上でございます。

1 番（下川芳樹君）

力強いお言葉をいただきました。今月中に越知土木のほうで入札があるというふうなことです、その入札の発注内容、もしわかるようでしたら、どのような内容で発注されるのかお聞かせいただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

ちょっと具体的には認識しておりません、申しわけございません。

1 番（下川芳樹君）

先ほども申しました。日下川の上流下流、同じ河川の上流下流で

自治体の対応や考え方が違うことがないように、自治体間で情報を共有し、住民の暮らしと安全をしっかりと守っていただきたい。このように強く要望いたします。町長の御意見をいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

おはようございます。御質問いただきましてありがとうございます。下川議員のおっしゃるように、例えば、いの町、日高村と佐川町が、この河川についての考え方が異なるということがあってはならないと、そのように思います。それは、現時点ではないというふうに私は確信をしております。住民の生命、財産を守る、このことが町執行部として町として、まずしっかりと取り組まなければいけないことだというふうに思っております。

このことに関して、地域でも連携をとりながら防災対策で協力をして、取り組まねけりゃいけないことは取り組んでいこうということで、連携を図って国土交通省にも行っておりますので、引き続きこの姿勢のまま、しっかりと取り組みを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

いの町、日高村、佐川町、ともに同じ考え方で県河川に臨んでいただければというふうなお言葉でございました。私ども加茂地区の住民といたしましては、やはり一刻も早い現状河川の断面確保ということが最大の希望でございます。もっと踏み込んで言えば、現状河川以上に、今後の環境が変わるようであるならば、上流河川の改修計画というものもあわせて検討していただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、2 番目の質問に入りたいと思います。

佐川町独自の教員採用についてお尋ねをいたします。今議会定例会に提出されている第5次佐川町総合計画の第3章、未来を実現するための分野別施策の1つに教育がございます。文教のまち佐川を確実に継承し、佐川の未来を担う創造性にあふれ地域を愛する人材を、地域ぐるみで育てるとの方針を掲げ、6つの施策を実現していくという計画です。冒頭の所見でも触れました内子町での取り組み、まちづくりを進めていく人材を、学習活動などを通じてしっかり育てていることと通じるすばらしい計画であると考えております。

佐川町においては、保育園・保育所から小中学校、高校まで町内

にあり、一貫した町独自の教育に取り組める環境がございます。かつて名教館が多く偉人を輩出したように、平成の名教館を実現すべく、町外への人事異動がない、いつまでもいい先生が地域にいていうふうな佐川町独自の教育にしっかりと取り組める町独自の教員採用ができないものかと考えます。

そこで、お尋ねをいたします。県の教職員と同じ権限に基づき、町内の小中学校で活動できる佐川町独自の教職員採用は可能かどうか、お答えをいただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。町独自で教員を採用し、県費負担教職員と同様に、学級担任などをすることは一定の要件をクリアすれば可能でございます。その要件としましては、教育職としての処遇を確保することが必要となります。

具体的に申し上げますと、教育職の給与に関する条例規則、勤務条件に関する条例規則の制定、さらには町職員ということになりますので、任命権者として町が教員に必要な研修を実施する。そういったことも求められます。これが要件でございます。以上です。

1 番（下川芳樹君）

可能であるというお答えをいただきましたが、大変高いハードルがあるようでございます。県内外で、このような教員採用を行っている自治体の事例があれば、お答えをいただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。県内において、市町村独自で、先ほど申しました県費負担教職員と同様の仕事をする教員を採用しているところはないとお聞きしております。以上でございます。

1 番（下川芳樹君）

県内にはないということでございますが、県外の事例などについてはどうでしょう。

教育長（川井正一君）

県外ではございます。具体的には長野県ではやっておるとお聞きしておりますし、また少し違うやり方でございますが、鳥取県では町がですね、県費負担教職員を加配という、特別に配置していただくために一定の金額を負担して県に負担金として払う、そういうことをもってその市町村に対して県費負担教職員という形で教員が派遣されると、そういう制度が鳥取県ではあるというふうにお聞き

しております。

1 番（下川芳樹君）

少しハードルを下げて、県の教職員と同等の立場まではいかなくても、佐川町独自の色を出した教育に専念できる町採用の教職員を配置し、各学校単位で次世代を育成できる体制を確立することは可能でしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。いわゆる学級担任とかそういうことではなくて、市町村で教員を雇用するというやり方は可能でございます。具体的に申し上げますと、例えば市町村の教育委員会事務局に、学校教育課長でありますとか、学力向上対策の職員として教員を配置している、そういった市町村もございます。

また、教育研究所を設置しておる市町村におきましては、指導主事あるいは研究員といった形で教員を配置しておる。ただあくまでも、そういった職員は、実際の授業をするとかいうことではなくて、学校の指導あるいは町全体のさまざまな取り組み、そういったものの推進役としての役割を果たす、そういった立場での教員ということになります。以上でございます。

1 番（下川芳樹君）

町長にお尋ねをいたします。これからのまちづくり、みんなの総合計画の中でも、やはり人を育てていく、その人が町を育てていく、そういう長期的な視野に立つならば、ぜひ、これからの世代を担っていく子供たちのために、できるならば、すばらしい学びの場を提供していただきたい。このように考えております。

先ほど、教育長のほうからお話しがございました。県の教職員と同じ条件で、同じ立場で、それぞれの学校教育をするためには、ある程度高いハードルがございます。そのハードルを少し下げて、町独自で町の色をしっかりと出した教育活動に、採用して退職するまでずっと同じ地域で、同じ目線で同じ考え方で教育ができる、そのような教職員の採用を、ぜひお願いしたい、このように考えますが、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。下川議員のおっしゃるように、町独自で、ずっと1つの学校、同じ学校で教職員として仕事ができるという環境ができれば、それはすばらしいことだというふうに考えて

おります。しかし、財政的な面も含めて、かなり難しい問題がいろいろあるというふうに思います。

例えば、スポーツに例えて言いますと、ものすごく優秀なプレーヤーであっても、監督がかわると能力を発揮できなくなるということも事実としてよくあることだというふうに思います。学校の経営におきましては、やはりまず校長先生がどのような学校経営を行うか、どういう方針で学校経営をしていくかっていうことがすごく大事になります。政令市や人事権のあるところでは、校長先生を民間から登用したりということによってチャレンジをしてるところもありますけども、うまくいってるケースとうまくいってないケースがあります。特に、この人に起因する部分に関しましては、これで絶対的な正解というのはなかなか言い切れないなというふうに思っております。

ただ、やはり文教のまち佐川として、しっかりとすばらしい人材を輩出できるような教育体制はとっていきたいということで、今、教育委員会、教育長とも真剣に話をしております。来年度以降に向けて、やはり文教のまち佐川として誇りある教育が展開できるように佐川町の独自性を出しながら、しっかりと経営をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければというふうに思います。以上です。

1 番（下川芳樹君）

前向きなお答えをいただきました。最終的には、やはり高いハードルを越えて、各小中学校に県の教職員と同じ権限を持ち県内外に誇れる教育行政に取り組める佐川町となれば、町の人材も育ち、佐川町の教育を受けたい移住者も増えるのではないかと考えます。教育は人を育て、人は町を育てます。ぜひ、実現に向けた前向きな取り組みを期待いたしまして、この質問は終わりたいと思います。

それでは、3つ目の質問に移らせていただきます。

町民賞の創設について、お尋ねをいたします。町内で地域や住民のために頑張っている皆さんがたくさんいらっしゃいます。議会広報では、このような皆さんを取り上げて活動内容の紹介を行っておりますが、佐川町でも行政の立場からこれらの活動を町民の皆さんに広く知っていただく機会の1つとして、町民賞を授与してはどうかと考えます。

町の将来や住民の幸せを自分ごととして考え、一生懸命に活動さ

れている皆さんは佐川町の宝であると思います。これからのまちづくりは、そこに暮らす人がつくり出すものです。人から人に継承されてこそ、その取り組みは大きく前進し、大輪を咲かせるものとなるでしょう。町を育てる人を育てるためにも、現在活躍している皆さんに、町民賞を授与し、御本人がやりがいや生きがいを感じながら次世代に継承していただくべきだと考えますが、どのようなお考えをお持ちでしょうか。よろしく願いいたします。

総務課長（横山覚君）

お答えを申し上げます。町内各地域におきまして、地域のためにさまざまな分野で御活躍そして頑張っておられる町民の皆様が大勢おられることは重々承知をいたしております。そしてこのような地域の皆様によって地域が支えられ活気づいていると認識をしておりますし、議員のおっしゃるとおり地域のために頑張っている皆様の、表彰など何らかの形でその労に報いることは、やりがいや気概につながっていくものだというふうに考えております。

このような町民の皆様のために表彰制度をつくってはどうかという御提案でございますが、本町におきましては、地域のさまざまな分野で頑張っている人をたたえるために、平成 24 年度に制定いたしました佐川町功労者表彰規程がございます。表彰の内容を、種類といたしましては実に、町政の発展に寄与し、功績が顕著であると認められる者、また人命救助、善行その他町民の模範と認められる者、また地方自治の振興、町民生活の向上、産業経済の振興、社会福祉の増進、保健衛生の向上、環境保全及び環境衛生の推進、教育及び文化の振興その他公益に寄与し、町民の模範と認められる者となっております。この表彰規程が議員から御質問いただいた表彰制度に合致してくるのではないかとというふうに認識をしております。

また、この平成 24 年にこの表彰規程を制定いたしまして、これまでに 1 度この規程に基づき表彰をしておりますけれども、これまでこの制度を十分に活用してきたかといえ、十分だとは言いがたいところでございます。

こうした中、本年度に新町発足 60 周年の記念式典を計画するに当たりまして、この表彰規程を活用しまして自治功労者などの 5 つの分野で表彰をすることといたしておりますが、被表彰者等を庁議の中で協議をする中、今後この表彰規程を活用し、地域で頑張っ

いる住民の皆さんも、やりがいや生きがいにつながっていくよう 4 年に 1 回の感覚で表彰を行っていくと決めさせていただいたところでございます。議員の御提案の趣旨にもかなうものではないかというふうに考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

詳しい説明をありがとうございました。平成 24 年度に功労者表彰規程が既につくられていると。今までに 1 度表彰をしているというふうな内容で、本年ですか、本年度の町政 60 年記念に表彰を予定している。今後については 4 年間に 1 回程度で表彰していくというふうな御説明でございました。

私事ではございますが、私は、大変、人に褒められるのが好きです。本当に大好きで、褒めていただくとなんぼでも頑張れるという性格です。確かに、自分のやったこと、それから行う行動についてですね、静かに、自分でやっていることだから静かにそっとしておいてほしいという方もおられるかもしれませんが、大部分の皆さんは、やはり自分の一生懸命やっていることについてお褒めの言葉をいただいたり、みんなの前で拍手をいただくっていうことは、大変うれしいことだというふうに考えます。

ここにおられる執行部の皆さんの中にも、やはり自分が一生懸命取り組んでいることを周りから褒めていただく、ああようやったねえ、御苦勞様って言うていただくことがすごくうれしい、仕事のやりがいにつながるっていう皆さんもいらっしゃると思いますし、職員の中にもたくさんそのような思いを持って職員として仕事をされている方もいらっしゃいます。

町長にはですね、ぜひ今この場におられる執行部の皆さん、また下の庁舎、それから出先で頑張っている町の職員の皆さんに、お褒めの言葉、励ましの言葉、ねぎらいの言葉をしっかりかけていただきたい、というふうに思います。

これは余談ではございますが、町長にお尋ねをいたします。町の社会福祉協議会が福祉大会で功労者表彰を毎年行っております。町においてもみんなの総合計画を検証し、新たな年度への取り組みを確認する大会などを開催し、その場において町民表彰を行う、こういう形をつくっていったほうがいいがでしょうか。町民みんなで進めていく総合計画の認識を深め、同じ目線で新年度に向かって行政と住民がまちづくりを行う意義深い内容となるのではないのでしょうか。

お答えをいただきます。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。先ほど総務課長からも話ありましたが、11月の庁議におきまして、これまで表彰がされてこなかったと。前回の周年での表彰っていうのは40周年のときに表彰させていただいておりまして、20年間、間があいているという状況になっております。

24年度には1件表彰ということで、規程もできておりますが、例えば5年とか10年とか周年での表彰になりますと、少しやはり期間が長いではないかということで、11月の庁議の中で、4年に1度、これを目安にして、町民表彰をさせていただいたらどうだろうかという話をさせていただきました。下川議員からは社会福祉協議会の話もいただきまして、毎年ということもありますが、私がこの場でこうしますというふうに言える内容ではございませんので、改めて庁議の場において意見を出し合って、この表彰、町民賞ということにおいて、どのような運営をしていくかということについて、検討して決めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

1 番（下川芳樹君）

ぜひ、将来に向けてよい方法を考えていただき、また実現への御努力をいただきますよう要望いたしまして、3番目の質問は終わりたいと思います。

それでは、最後の質問です。

中古ハウスの活用についてお尋ねをいたします。現在、町では新規就農者のために、また規模拡大農家のために、レンタルハウス事業を展開し、ハウスの新設も進んでおります。しかし、事業への採択には超えるハードルも多く、またハウス設置後のレンタル料も設置面積やハウスの構造などにより高額な支払が10年以上続く状況となっております。

その後の規模拡大ともなれば、増設ハウスの補助率は低減され、農家の負担が大きいことから、規模拡大に二の足を踏む農業者も少なくありません。レンタルハウス事業が進む一方で、農家の高齢化などによる離農でまだ使えるビニールハウスが利用されないまま放置されているケースが見受けられます。今後の高齢化を考えれば、放置ハウスはますます増加することが予測されます。

そこで、放置されている中古のビニールハウスを、余り資金のかからない就農の入り口として、また規模拡大の新しい方法として活用できる支援制度ができないかとの質問でございます。

初めに、現在把握している放置ハウスの状況や利活用の状況など、中古ハウスの情報管理体制などを含めて町の取り組みをお聞かせいただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

中古ハウスの御質問いただきました。お答えさせていただきます。まず、状況の把握でございますが、佐川町農業関係機関連絡会いうのを毎月開催しております。この中で情報を共有するようにしております。農協、普及所、それと役場等でございます。そしてその情報をもとに、中古ハウスにつきましては、JAコスモスの斗賀野支所で斡旋をしております。この3年間で6戸の農家から新規就農者とか規模拡大農家へ、6戸へ1.3ヘクタールの中古ハウスを斡旋しております。

このようにしてから、これからも情報を共有し必要な方へ斡旋できるような体制は継続していきたいと考えております。

1 番（下川芳樹君）

次に、中古ハウスを活用するに当たり、現行のレンタルハウス事業のような補助制度が可能かどうか、また町独自の支援策を行えるのかどうか、担当課長のお考えをいただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。中古ハウスの活用に当たって補助制度等、これは以前からの懸案でございまして、町のほうでも数年後には現在やられておるハウスが中古になる、出てくる可能性も十分考えられております。県のほうでは、現在、園芸用ハウス整備事業、いわゆるレンタルハウス事業でございしますが、この見直しが行われております。中古ハウスを対象にするような見直しが行われております。これを受けまして、町のほうでも要綱を改正して実施していきたいと。ただ要綱改正が来年度にはなろうかと思いますが、要綱を改正をして中古ハウスも対象にできるようにしていきたいと考えてございます。

1 番（下川芳樹君）

中古ハウスの活用について、県のほうでも園芸団地の事業の見直しがされていると。平成 28 年度には町のほうでも要綱改正の考え

方を持たれているというふうなお答えでございました。

私事ではございますが、私、現在、入寺山のほうで中古ハウスを活用いたしまして葉わさびの栽培に取り組んでおります。30 年余り町の産業建設課、産業振興課などで農業振興に携わってまいりましたが、言うは易く行うは難し、の言葉どおり理屈どおりには進まない毎日が続いております。私のように定年後の新たな仕事として農業を選択する皆さんがいるならば、中古ハウスは経済的にも規模的にも利用しやすい施設として活用できます。

先月、新しくそのハウスにビニールを張る作業に、若い園芸農家の皆さんにお手伝いをいただきました。そのときに、規模拡大に中古ハウスの活用がしたい、そのための支援策があれば大いに助かるとの御意見もいただきました。中古ハウスといえど、修理費やビニール代など経費は決して安くはありません。お金がなければなかなか取り組めないのが今の園芸農業です。少しでも入り口を大きくして農業参入者の拡大や就農者の規模拡大が図れるよう、ぜひ御検討を進めていただきたいと思いますと考えております。

今議会の中でも執行部のほうからお話でございました。平成 28 年度から新しく地域支援、地域おこし協力隊、農業のほうにも参入していくというふうなお話でございました。ぜひ今あるこのような資源をですね、有効に活用して産業につなげていく、定住につなげていく、このような施策を前進させていただきたい、ということを強く要望いたしまして私からの質問を終わりたいと思います。誠意ある御回答をありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で 1 番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

ここで、10 時 5 分まで休憩します。

休憩 午前 9 時 52 分

再開 午前 10 時 5 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続きまして、一般質問を行います。

引き続き、12 番、今橋寿子君の発言を許します。

12 番（今橋寿子君）

12 番、今橋でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に基づきまして 4 点ほど質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、質問の前に、私の所見を述べさせていただきます。私は 29 年前、政治に関心のある、ある友人夫婦に声をかけられて橋本大二郎さんを、高知県知事になってもらおうということで、山と海と風の会に入会いたしまして署名運動を必死にさせていただきました。それまでは政治には関心もなく、男性ばかりの議員構成や政治家たちに何の疑問もありませんでしたので、選挙のときも知人の勧めでくださった方や知り合いの方に投票さしてもらいました。しかし、その運動をしている折に、民権ばあさんと知られている楠瀬喜多さんや市川房枝さんの志や政治活動を学ぶことになり、男女平等はもちろん、1 票の重みを感じることができました。その中で、女性の立場で一席をと皆さんの支持をいただくことになって今日に至っております。

ベテラン男性議員の中で、女性としての一席の重みを感じながら、女性の参画を事あるごとに質問と提案をさせていただきました。今では時代の流れとともに、佐川町でも 2 名の議員が誕生して、私は自分の立ち位置を何とか検証することができ、大変うれしく思っています。またこのたび、農業委員として 2 名の女性の席をいただきましたことに感謝とともに重責を感じておりますので、改めて女性の視点で 4 点ほど質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

通告順とは少し異なりますのでよろしくお願いいたします。まず、1 問目は、男女共同参画について、この件につきましては 6 月の議会でも質問をさせていただきました。去年の 10 月に男女共同参画案ができ、全戸にリーフレットが配付されましたが、あれから 1 年余りになっておりますが、実施計画はどのように進められているのですか、お答えをお願いします。

総務課長（横山覚君）

お答えを申し上げます。現在の計画の進捗状況でございますが、本町の課題解決のために各課・局で取り組んでおります事業につきまして、昨年度策定いたしました佐川町男女共同参画計画の 4 つの基本方針と 8 つの基本政策に基づきまして、施策の方向や取り組みの方向を事業内容ごとに整理をいたしますとともに、事業実施の推

進スケジュールを設定しました実施計画の素案を作成をしております。

この実施計画の素案をもとにいたしまして、今月 15 日に開催予定の佐川町男女共同参画推進委員会におきまして、この事業内容の精査、事業実施のスケジュールについて課題を整理しますとともに、必要な見直しを行いまして、実施計画づくりを進めることといたしております。以上です。

12 番（今橋寿子君）

事を起こして動かしていくには時間もかかることもありますが、皆さんの力で立派な計画案ができているだけに、スピード感も必要です。計画倒れにならないようにと願っておりますが、今、少子高齢化とともに急速に進む人口減少に対して、女性の登用と女性の底力をどのように生かしていくのかと多岐の分野から国の国策として取り組んでいます。まず市町村でも身近な問題としてすぐに取り組むことの 1 つとして、政策の場に女性の登用を早く進めることではないでしょうか。佐川町の人口では、11 月現在、男性 6,342 人、女性 7,113 人です。女性が 771 人多い中、半々、いわゆる 50%の女性の参画があってもいいのではないのでしょうか。

先日、27 年度審議会の女性登用率の資料をいただきましたが、23 年度の 20%から 27 年度は 0 %になっている審議会が 5 つほどあります。どのような理由なのでしょう。また 22 のうち、4 つは 30%であります。特に学校給食共同調理場運営委員会が 23 年度は 20%から 0 %になっている理由はいかなるのでしょうか。

また、新しく地域交通会議 7.7%、佐川町総合計画審議会 23.5%についてはどのようなお考えのものとなのでしょう。お答えください。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

おはようございます。今橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私のほうから、佐川町総合計画の審議会の女性の登用率について説明をさせていただきます。

現在 19 名の委員のうち 4 名の方が女性の委員となっております。委員の選任の方法につきましては、佐川町総合計画審議会条例の第 3 条に基づきまして、選任をさせていただいております。まず 1 つ目としまして町議会の議員、町教育長及び教育委員会の委員、農業

委員会の委員、町の職員、町の区域内の公共的団体の役員及び職員、まちづくりや地域活動の知識経験のある者、町の自治会長会の役員から選任をさせていただき 19 名となっております。

それと、地域公共交通会議の女性の登用率についても御説明をさせていただきます。現在 26 名の委員のうち 2 名が女性の委員の方となっております。委員の選任の方法につきましては、道路運送法施行規則の第 9 条の 3、地域公共交通会議の構成員に基づき選任をさせていただきます。

内訳につきましては、町。それから 2 つ目としまして公共交通事業者。3 つ目、住民及び利用者の代表。4 番目、商工関係者。5 つ目、病院関係者。6 つ目、国。そして 7 番、県。8 番、道路管理者。9 つ目としまして公安委員会。以上の方々から選任させていただき、26 名となっております。以上でございます。

教育長（川井正一君）

私のほうからは、佐川町立学校給食共同調理場運営委員会の委員の構成につきまして、答弁をさせていただきます。

この運営委員会の委員は、主な委員が学校長と P T A の代表者ということになっております。かつて平成 23 年度は、学校長で女性の校長がおりましたが、残念ながら現在女性の校長がおりません。そしてまた P T A の各小中学校の代表の会長さんが、かつては女性の会長さんがおいででしたが、現在は女性の会長さんがおいでません。そういったことで、現在、この運営委員会は女性の方がいないという状況になっております。以上でございます。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。今橋議員さんがお持ちになっております資料の中でですね、22 のうちに 6 つのところが女性が 0 % というお話でございますが、ここの審議会において女性が 0 % であることについての詳細はちょっと今のところ承知しておりません。

12 番（今橋寿子君）

今の御答弁では、それぞれの今までの流れの中でそういうということを教育長と、それから肩書きとかそういうもので、選ばれているということがわかりましたが、今度、1 月言いましたかね、15 日言うたかね。実施計画がある、そのときにまたお互いに今までの経過を含めて、前向きな討議がされていい結果が出ることを楽しみにしておりますので、ぜひ今までの参考にして、いい実施案ができま

すことをお願いいたしまして、終わらしていただきます。

特にまた女性は、どの部署にいたしましても女性自身から、みずから手を挙げることの責任は重く感じますので、女性みずから手を挙げる人は少ないんです。しかし、席を与えられましたら、地道にまじめに取り組めますので、今後、人材育成としても思い切って人事のほうで御検討お願いいたします。

次に、給食について質問をさせていただきます。

前段で少しお話しをさせていただきます。先だって、私たち女性の農業委員2名は、11月5日、6日と、島根県松江市で行われました27年度中国四国ブロック女性農業委員会に参加させていただきました。高知県からは17名の参加でしたが、私たちは農業委員の会長さんのお力添えもあり、2名参加させていただきました。

総数140名でしたが、情報提供としましては、1つ、農業委員会の制度の改革について。2つ、女性農業委員の登用を求める役割。3つとして新制度における女性農業委員ネットワークの今後の活動について。4、女性の意識を変えるみずから手を挙げる大切さ。等の講演があり、特に印象に残ったのは、人と土は一体である。人の命と健康は食べ物で支えられる。食べ物は土で育てるので、人の命と健康はその土とともにある。とのことでした。

健康な体の人は病気になりにくいと同じで、健康な土壌では農作物も病気になりにくくて、健康な作物ができること。グループ討議では食育の大切さを子供たちとともに学び、体験をしていること。新鮮な野菜や果物の地産地消が大切であり、6次産業としての加工品も取り組んでいるとのことでした。

農業者の志としては、幸せ貯金。季節を感じる幸せ、農作物を育てる幸せを体感しながら人間の体づくりのもとである食育に取り組んでいるという活発な発表が多くあり、最後の交流会では、島根県の男性の上司の方が「きょう集まっている女性140人のパワーはものすごいですね。男性が140人集まっても、このような雰囲気にはならないのですよ。こうした女性のひたむきなパワーは、男性にもよい影響を及ぼしてともに歩めたらいいですね」と言ってくださいました。

私もこの研修に参加させていただき、あらためて食にかかわる諸問題に取り組まなければならないと強く思いました。特に今の社会、生活環境とともに食卓環境もずいぶん変わり、いただきます、ごち

そうさま、という感謝の心で家族と一緒に食卓を囲むことも少なくなり、それぞれ、コンビニや添加物のいっぱい入ったインスタント食品で間に合わせる食卓が多くなっています。こうした中で、1日3食の中の1食である給食は、ありがたいと思うと同時に、大変な役割を持っていると強く感じてまいりました。

給食もない自治体もある中、佐川町には町や教育委員会の努力もあり、何とか子供たちや働く家庭にとっては、なくてはならない公共施設として給食センターがあります。そして存続いたしておりますが、地産地消はどのように取り組まれているのでしょうか。また、特に工夫や努力をされていることはどんなことなのでしょうか、お答えをお願いします。

教育次長（吉野広昭君）

今橋議員さんの御質問にお答えさせていただきます。現在、学校給食の提供に際しましては、J Aのはちきんの店、並びにですね、町内の福祉サービス事業所より調達しております青果、並びにですね地元産の牛乳を使用しております。また米飯に使用いたしますお米ですけれども、一時ですね、必要量が確保できないというような状況に陥っており県内産のお米に切りかわっておりましたが、現在ではですね、それも町内で調達できまして、現在は全て佐川産のお米で賄っております。

なおですね、青果につきましては、必要量ですね、給食をつくるために必要な量の全てがですね、町内で賄えない場合でもですね、可能な限り優先してですね、佐川産の野菜を使用してですね、足りない部分については青果店のほうから購入する、そういうようなことを行っております。以上です。

12 番（今橋寿子君）

先だって給食センターの栄養士さんにもお伺いしたんですが、そのときにも、地産地消に力を入れているんですけど、なかなかはちきんさんだけでは物が供給していただけないので、今、そのことでいろいろと悩んでいるということもお聞きしました。まだいろいろ課題はあると思いますが、努力されているということは、またそれから前向きにいろんなことに挑戦したいというお話もお伺いしましたので、またこれからは私も食に関してはもっともっとうろろ勉強さしていただきながら、共有していきたいと思いますが、先だって、私はこのたび、長年の食育に取り組まれ国の緑綬褒章を受け

られました佐川町生活改善推進協議会の会長さんや、そのグループで通称さくら会の方々や、早寝、早起き、朝ごはんと同時に食育に熱心に取り組まれていた元校長先生に、食育の大切さのお話をお聞きしていますと、いじめ、非行、暴力が、給食を変えたらなくなり優秀校になった長野県の真田町の奇跡という本を手にすることができました。

その大塚貢さんは、その方は校長先生を経て真田町教育長さんになられ、21年度に瑞宝双光章を受章された方で、また西村修さん、この方はプロレスラーで、食療法でがんを克服されプロレスラーに復帰されている文京区区議会議員と、また鈴木昭平さんというエジソン・アインシュタインスクールの協会の会長さんとの3人の共著です。

その内容には、大塚さんが校長先生のと看、いじめ、非行、暴力にみずから地道に取り組んだことにより、退職されました折に、根本原因は食にありと確信をされ、教育長となられ給食改革に取り組まれたことの事例と、また厚生労働省の研究班が全国の高校生を抽出して血液検査を行ったところ、高校生、男子44%、女子の42%が生活習慣病の予備軍となっている。また信州大学の医学部の医師が長野県の中学生の血液検査をしたら、既に37%が生活習慣病の予備軍になっているという記事が書かれてありました。

また、大塚さんと縁があった福井県小浜市の村上利夫市長さんは、もっと市民を明るく活発的にし、子供も大人も心と体を健康にしなければ小浜市の発展はないと考へ、食の改善改革に立ち上がり、これまでの狭い食の考へ方ではなく、安心・安全な食材を基準にした農林漁業振興、伝統の食文化、食に関する産業などの発展のため、全国で初めて食のまちづくり条例を2001年に制定されたとのことてす。

そこで、幼児や子供たちの食の改善に取り組み、無農薬や低農薬の野菜を多くし、米飯の給食にしたとのことて、その結果、判断力が高まり非行が少なくなり学ぶ意欲が高まり、文部科学省の全国学力テストで市の平均点が小中とも国の平均点より20点以上高く、日本一高い市になったとのことて記載されてありました。

このたび、佐川町の総合計画の案が提案されていますが、重点目標として食育のテーマがありません。まず、佐川町の一人一人が健康であることであり、特に将来を担う人材育成のためにも重点課題

として取り組む必要があるのではないかと考えます。

このことが少子高齢化の社会の医療費削減にもつながりますので、実施計画として取り組んでいただきたいと思います。この手法の1つとして食育の生産担当の産業課、食の健康を推進する健康福祉課、子供の食育を推進する教育委員会の連携が必要と思われますが、特に縦割り行政に一工夫する必要があると考えますが、教育長と町長のお考えをお伺いいたします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。確かに食育は大変重要なことでございます。ただ、佐川町自体、現在の子供たちの食育の状況、先ほど、信州大学等で血液検査をされたとか、そういった詳しい情報は残念ながら持っておりません。

現在、小中学生の全国学力状況調査を実施する際に、あわせて子供たちに質問調査を実施しております。そういった中で、子供たち、「朝、ご飯を食べて来てますか」という質問に対しまして、佐川の小中学生、ほぼ90%後半、正確にちょっと数字は今承知しておりますが、90%後半ということで、朝ごはんはしっかり食べておる、そういう状況は確認できておりますが、ただそういった朝ごはんの質の問題、そういったことも当然あるかと思っております。

学校におきましては、教育計画に基づいてさまざまな教育活動を実施しておるわけですが、その中で、食育ということも当然ございます。食育を学校の教育計画の中に位置づけをして、その取り組みを進めております。そして実際、その食育に関しましては、佐川町の食生活改善推進協議会の皆さんが各学校を訪れていただきまして、子供たちにそういった面の指導もしていただいております。また給食センターの栄養士が各小中学校全てのクラスを順番に回りまして、いわゆる給食指導を通じて食育の指導もしております。

そういったことで現在やっておりますが、ただ、総合計画の中で確かにそういった食育ということには触れておりませんが、佐川町のふるさと教育を推進するということを大きく掲げております。このふるさと教育の中身を申しますと、当然佐川町の歴史・文化そして地域のことを知ることが当然入ってまいります。そういった地域の中には、佐川町の農業から始まりまして全てのことが含まれますので、そういった佐川町の地産地消の取り組み、そういったものも通じて、子供たちに食の大切さ、そういったことも今後して

いきたいというふうに考えております。以上でございます。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。今橋議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

食育は、もちろん佐川町として大切な取り組みテーマになっております。総合計画の本冊版と定例会で審議いただく総合計画の中には、食育という言葉は出てきておりませんが、先ほど教育長からも話がありました。ふるさと教育の中でしっかり進めていきたいということで位置づけをしております。

また別冊版におきましては、この地元のものを食べるということ、地産地消に関するテーマとして佐川町の皆さんでぜひ取り組んでいきたいと思いますということの中に入っておりますので、ぜひまた楽しみにしていただければなというふうに思っております。

食生活改善推進協議会のヘルスマイトの皆さんのこの長年にわたる取り組みが、確実にこの佐川町の中に根付いているというふうに実感しております。本当にありがたいことだというふうに思っております。ぜひこの取り組みを継続をして長く長く続けていくことが、この佐川町にとってはより大切なことだというふうに思っておりますので、ぜひ今橋議員を初め、またヘルスマイトの皆さんにも、今後も御尽力いただきまして、食育を通した健全な教育ということで取り組みを進めていきたいと思っておりますので、ぜひこの場をお借りしてお願いを申し上げ、私からの回答というふうにさせていただきます。ありがとうございました。

12 番（今橋寿子君）

今、それぞれの御答弁をいただきました。本当に食育に対しては、きょうも傍聴においでくださっています食生活改善推進協議会の会長さん、本当に長い間の御苦勞、地道な運動の中で、もう私もその動きをいろんな形で携わらせて脇から見させていただきましたが、本当にボランティアでここまでできるのかなというぐらいのことをされておりました。それが、やはり緑綬表彰、ボランティア団体、特に食育の立場でボランティア団体でそれを国のほうから表彰していただけるということは、ほんとに佐川町の誇りでもあります。そういう人材がいらっしゃるので、次の世代につなげていくためにも先ほど申し上げましたように農業部門、そして福祉の部門、そして教育委員会の部門として、総合計画にしっかりと取り組んで

いけるような仕組みをつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、牧野公園の 10 周年計画の進捗状況についてお伺いいたします。

牧野公園は行政と民間との協働事業の 1 つとして、公園の整備を整えながら着実に進んでいると考えます。この事業は、牧野博士の聖地で、いわゆるオンリーワンの町おこしの 1 つでもあり、高知市の牧野植物園とは異なった住民の憩いの場としての公園づくりであると同時に、桜のシーズンだけに集うのではなく、今では四季折々の牧野博士のゆかりの花々を主体的に見ることもできますし、今ではもみじの紅葉が美しく、四季を感じながらウォーキングにも最適ではないかと思われまます。

議会初日、町長の行政報告もありましたが、先だって多忙な時間を割いて、ボランティア作業を見に来ていただきました。そのとき、より愛着の持続可能な公園づくりだと感じてくださったとのことですが、作業としましてはとても地道な作業です。参加している皆さんは、佐川の町まるごと植物園にという夢を語りながら作業をしていますので、楽しくもあり、びつとずつ仲間も増えています。

これからの 4 年、5 年に向けて、町行政として具体的な取り組みをお伺いいたします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

今橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。今後の取り組み、4 年目、5 年目に向けての取り組みということですが、お答えをさせていただきます。

これまではですね、牧野公園につきまして育てることを中心に取り組んできました。あわせて見せるということも柱の 1 つとして事業を進めていきたいと考えております。

園内に咲きます四季折々の牧野博士ゆかりの植物を見ていただき、博士や佐川町民の思いを感じてもらい、佐川を好きになっていただく。そのような方々が 1 人でも増えるように、牧野公園を含め、情報発信の強化と観光コンテンツの開発を進めていくこととしております。また牧野公園内に咲く花を楽しく紹介するパンフレットの作成や植物ガイドの育成、四季折々でのイベント開催など、時間をかけて仲間を増やしながら協働で進めていきたいとも考えております。

牧野公園関連事業につきましては、間もなく策定します第 5 次佐

川町総合計画の中におきましても、施策の1つに、植物の町を打ち出す観光コンテンツの開発として位置づけており、同時に作成しております町民向けの別冊におきましても、佐川町の楽しみ方の1つに、まるごと植物園として位置づけることとしております。

この別冊の中では、植物を育てることを楽しむこと、それが町のPRになるとあります。まさに、育てると見せるが相互に作用し、牧野公園リニューアル事業 10 カ年計画の基本方針である楽しい公園づくりが実現できるものと考えております。

議員の皆様におかれましても、ぜひ牧野公園に足を運んでいただき、楽しい公園づくりに参加をしていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

12 番（今橋寿子君）

今の御答弁ではやはり、牧野公園 10 カ年の基本理念をきちっと踏まえて進んでいかれるということをお聞きいたしました。それまでには、今、身近にやらなければならないこと、今、特に、即取り組んでいただかなければいけないこともあると思いますが、その課題は特に感じていることがありますか。提案されていることとか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。今年度もですね、いろいろな取り組みをさせていただきました。また、ボランティアの方々におきましては延べ 250 人、27 年度、ことし、本年度はですね 11 月までに 214 人、ほぼ毎週活動をしていただいております。またこういった方々にも、よりもっと多く増やしていったらですね、公園の整備に携わっていただきたいとも思っております。

また、いろいろな教室、牧野公園に植栽するという教室も開催しております。こういった教室の開催も一般の方から中学校、保育園児の方々まで多くの参加をしていただいておりますので、これも引き続き継続していきたいとも考えております。

それと、園内のハード面につきましてもですね、より高質な観光施設を目指しまして、看板の設置ですとか園内の道路、水路の整備におきましても、26 年、27 年度に実施をし、来園者の利便性の向上にも努めているところでございます。またこういった内容を踏まえて、また整備を進めていきたいと考えております。

12 番（今橋寿子君）

先だって、観光協会の方々、それから役場のチーム佐川の方、特

に牧野の 10 年計画に取り組んでいらっしゃる担当の方、そして、私たちボランティアの方、チーム田村の管理をしている方、そういう方々にちょっと集まっていただく機会がありまして、ちょっとそのときにも牧野公園に対して何が必要か、何が足りないかということをごくばらんに話し合いゆう中で、今これから先の課題として、まず今、即困っているのがイノシシ対策に何とか知恵を出していただきたい、ということは、特に、百合の根っこが好きなイノシシがいっぱい出てきて、その球根を食べてしまうこととか、それからせっかく道の歩道をきちっとチップ材でつくっても、それを全部掘り起こしていったら、またその後始末をするのには、なかなか時間と労力が要るので、結局前向きに行くときに、なかなかそちらのほうへ時間を要するので、ちょっとその対策がまず必要ではないかということ。

そしてこれから先、特に子供たちに伝えていくのには、やはり学校教育のほうで、また牧野文化に触れてもらう形にいろいろ学校のほうの協力も欲しいですねってということも言われておりました。

それからまた今、海外からそういう牧野公園の魅力に引かれて来る方もいらっしゃる、特にこれから中国のほうからもいらっしゃるということで、観光ガイドをある程度養成していかないかんのではないですかというふうなお話もいろいろ出ておりましたが。

いろんな課題がありますので、また皆さんとそれぞれの立場から知恵を出し合って、結果を出していきたいとは願っておりますが、教育委員会のほうでは、佐川町の佐川中学校のしあわせクラブとか、黒岩の園芸クラブとか、いろんな方が携わっておりますが、私が一番そのお話の中で感じたことは、牧野先生そのものが教科書に載っていないということで、今の若い先生方も子供たちも、佐川の住民は十分誇りと思ってますでしょうけれど、よそからいらっしゃる方に余り牧野先生のことをわかってない。

そういうことで教科書に載せてもらうことも大事じゃないかなということを感じたんですが、町長は、先だつての議員のいろいろな一般質問の中で、中央のほうにもいろんな人脈があるということですが、官公庁のほうで、そういう教科書に牧野先生を載せていただくような働きかけとか、と申しますのは、今本当にノーベル賞が日本人の中でいろいろ話題になっておりますが、その方たちは本当に地道なことをこつこつとやっている普通の人が、ノーベル賞をいた

だいております。牧野先生も、時代が時代であれば、ノーベル賞をいただいても構ん方だと思いますので、ぜひ教科書へ載せていただいて、牧野先生の生き方そのもの、そして今、自然と共有できる人材づくりに対しても必要なことですので、そういう働きかけは町長として頑張っていただけることはいかがでしょうか。お答え願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今橋議員の熱い思いがよく伝わってきましたので、文部科学省初め、出版社初め、私ができる手立てはいろいろあると思います。まず考えて、できることを確実にやってみたいというふうに思いますので、この場で約束をしたいと思います。以上です。

12 番（今橋寿子君）

ありがとうございます。そういう大きい夢を持たれて、また今、ボランティアにかかわっている方、そしてそれにこれから多く輪を広げようとする方々にもその報告をさせていただきながら、佐川の宝物、足もとの宝物を本当に住民の誇りとして子供たちに伝えていけるようにしたいと思いますので、教育長も含めて、というのは、くどいようですけど、やはり子供たちは、少しは興味もある部分もあるかもわかりませんが、学校の先生方が、やっぱり地元で育ってないということもあるのでしょうか、先生方にちょっと牧野先生のこと、文化について、勉強不足じゃないかなあということも時折感じますので、教育委員会のほうでもぜひ、手立てをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、やはりもっとボランティアの方々の輪を広げるためには、牧野公園の近辺の方々にも、ちょっとのぞきながら、また地域の一番身近なところですし、いろんな意味で、人が出入りすることによってシシも来ないと思いますので、ちょっとした心がけですけど、それも頭に置いて、まだ地域の方がいろんな形でかかわってもらえるような、部落長さんにも応援していただけるような仕掛けもしていただきたいと思います。

またそれと、ボランティアは今、水曜日ということになっておりますが、お勤めの方は水曜日はなかなか難しい方もいらっしゃると思いますので、土曜日とか日曜日の休みのときにも参加ができるような仕組みもしていただければと思いますが、そのことについても

また御検討をお願いします。

今でも、私は先だって、この熱い思いがさらに熱くなったのは、ポール・スミザーさんをお招きしたときに、ポール・スミザーさんが言ってくださった「イギリスの人が見たら、よだれがでますよ」と。この佐川町の趣のある町並みとともに、情報発信の仕方次第で世界に誇れるといった声が今でも聞こえてきます。次の世代の人たちに、この佐川町の誇りを持って進んでいただきたい。職員の皆さんも、ぜひお仲間と、お昼の時間にお弁当を持って牧野公園へ出かけてみてはいかがでしょうか。

また今以上に佐川の町が好きになるのではないかとも思われますので、これを提案させていただいて、この質問は終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

次に、襟野々の駅に駐輪場がないため、毎日十数台の自転車が町道に駐輪してあります。町道の道幅が狭く交通の妨げになっています。この周辺は、早朝も車の通行量も多く、交通事故にもつながる可能性もあります。当事者の交通マナーは当然であります。町道の一角を駐輪場に、としては設置はできないでしょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

今橋議員の御質問にお答えさせていただきます。襟野々駅の少し東隣の町道沿いに町道に関係ない町有地がございます。自転車を駐輪する空間がありますので、そこを駐輪場として利用したいと考えてございます。

現在その中央部分は地元自治会のごみステーションとして占用されております。去る 11 月 27 日には、地元の関係者と現地でお会いし、地元でのごみステーションの移動、役場での駐輪場の設置についてお話し協議させていただき、御了解をいただきました。

駐輪場の設置に当たりましては、利用できる用地が 15 平方メートル前後、駐輪台数が十数台ということです。面積的には余り大きくありません。また、町道に余りにも近いこと、路面に区画線を引いただけでは、きちんと駐輪してくれない場合には大変危険な状態もあります。そのため、駐輪場の明示方法や自転車の前輪を固定する専用施設の設置など、利用者と通行者の安全を確保しながら、利用しやすい施設の設置を、予算化も含めて考えてございます。以上でございます。

12 番（今橋寿子君）

産業建設課長、後残り少ない職務ですが、最後にこんな早速に取り組んでいただいてありがとうございます。そしたら住民の皆さんも交通ルールを守りながら、またお互いの命を大切にすることも大事ですので、また皆さんとともに町道、佐川の町を1つでもいい形にして、一人一人が過ごせることをお願いしまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で12番、今橋寿子君の一般質問を終わります。

引き続き、7番、岡村統正君の発言を許します。

7番（岡村統正君）

議席番号7番の岡村統正です。通告に従いまして2点ほど質問いたします。

すぐに取り組むとの答弁を期待しておりますので、よろしく願いをいたします。通告順を前後しますが、まず初めに、公用車の管理体制についてお聞きをいたします。

余り一般質問で取り上げる問題ではないかもしれませんが、町外または県外に出て行くマイクロバス、エスティマの運用管理マニュアルはどうなっているか、お聞かせをいただきたいと思います。

なぜ、この質問をするかですが、私もマイクロバスの運転をたびたびしている立場から、運行前の車の外周の傷、へこみ等の点検をしてから乗車していますけれども、でなければ、もし、前の使用者がこすり傷、あるいは車内の設備の損傷のあった場合、それを確認して、その時点で報告しておかなければならないわけであります。その後の報告では、責任が私にかかってくるわけでありますから、当然のことであろうかと思えます。

現在、マイクロバスについては、多分今もそのままだと思いますけれども、運転席の後部席の物入れのネットの部分が両席分壊れており、いつの段階で壊したのか、その報告はあったのか、こういったことを直さずそのままにしておく、後々、壊して報告しなくてもいいだろう、につながるのではないかとと思われるところであります。

そしてまた、町外からの視察、お客さんを乗せることから、現在、ヘッドレストのレースの汚れも目に余るものがあります。洗濯して定期的に清潔を保っておかなければ、佐川町の車の管理はどう

なっているのかということ疑われるところにもつながるんじゃないかというふうに考えます。

そしてまた、エスティマについてはですね、外部に大きな接触傷、へこみがあり、議会で使用したときに私も傷の現状を確認したところであります。

修理代もなかなか高額になると思われますが、私の試算でございますけれども、約 20 万円くらいかかるのではないかというふうに思われますけれども、そのことに対して、該当者がいないと聞きますが、どうなっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えを申し上げます。町が所有しておりますマイクロバス及び乗用車タイプのエスティマにつきましては、団体や少人数による視察や研修に使用されるなど、県外へ出向くことも多い車両となっております。

これらの車両の貸し出しにつきましては、エスティマにつきましては使用する者が職員であり、対外的な貸し出しは行ってないため、貸し出しに関する要綱等はございませんが、マイクロバスにつきましては、佐川町が所有するバスの使用に関する要綱により貸し出しを行っております。

また、これらの車両管理につきましては、議員おっしゃいました管理マニュアル等は作成しておりませんが、運行後には、運転者により運転日報への記載を義務づけておりまして、日付、発着時間、入庫時のキロメーター、運転者名、行き先、気のついたことなどを記載するとともに、事故のほか、車両に大きな異常があった場合には速やかに総務課に報告をすることになっております。

運行後の車両チェックでございますが、早朝また夜間、休日の使用なんかもございまして、毎回のチェックはできておらずですね、月に 2～3 回の確認をしている状況になっております。

このように車両管理につきましては、運転日報や車両のチェックが大きな役割を果たすところでございますが、管理マニュアルの作成を含めました運転日報の記載内容の充実や、それから報告事項、車両チェックの徹底を図りまして、適切な車両管理に努めてまいりたいと思います。

また、エスティマの傷につきましては、2～3 回、町のさかわネットといいますか職員に通知をしまして、もし記憶違いとか何かが

あつてですよ、こすったとかいうことがあるんだったら早く申し出て下さいという知らせを出しておりますが、それについては今のところその情報がないというところでございます。

また、議員の試算のとおり、大体 20 万程度の修復費が必要になるかというふうに思っております。以上です。

7 番（岡村統正君）

今、総務課長のほうから答弁がございましたけれども、そのエスティマについての傷というのは、全部で 4 カ所。それも黄色い塗料がついたところが 2 カ所、右の後ろの後部がかなり大きな傷、そして右側のヘッドライトの上にへこみ傷、いったことがあります。当然これは、そのとき使用した者が確認をしておかなければならないということがあるわけでありましてけれども、当該の者がいないということはどういうことかということでございます。本人の知らない間に傷がついたのか、あるいは本人がそれをどっかへぶつけて傷をつけたのかっていう、その確認がとれないということは大変遺憾じゃないかというふうに考えるところであります。

そこで、課長も申しましたように、使用前、使用後の外部の傷の有無、内装機器の異常の有無の報告を、その車を使用した運転手にその都度提出してもらうように、現在車に備えつけている運行日誌、チェックシートとは別にですね、使用の都度管理者に提出してもらうようにしてもらおう。そして車体に関する運転管理チェックシートをつくっておけば、前回に使用した者、あるいは団体が記録されて残されてましてですね、いつの段階でその異常が発生したのかが記録されていて公用車の管理が行き届くと思われることから、細かいチェックシートをつくる必要があるんじゃないかというふうに考えます。

そういうことで、運転管理チェック対応マニュアルというものをつくるべきだと思いますけれども、そういったことにすぐに取り組むという考えはあるのかなのか、お聞かせ願いたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。大事な財産でございます。議員の言われるとおり、すぐにですね管理マニュアルチェックシート、そういうものを検討しまして、一番適切なものをつくっていきたいと思います。

7 番（岡村統正君）

早急につくっていただくということで、ぜひ、1 日も早く管理体

制を確立していただきますように、よろしくをお願いをしたいと思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。

住民訴訟による裁判についての質問ですけれども、この質問は平成 23 年 12 月の定例会の一般質問で質問をした経過がございます。改めて今議会での質問になりますけれども、答弁をよろしくをお願いをしたいと思います。

係争中の訴訟と最高裁判決はどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。議員おっしゃられました 23 年の時点のですね、一般質問の関係のごみの裁判でございますが、高知地裁のほうでは敗訴いたしました、続く高松高裁のほうでは勝訴いたしまして、それに対しまして原告のほうですけれども、最高裁判所のほうに上告をいたしました。それでこの 10 月 20 日にですね、最高裁判所のほうから決定の調書がまいりまして、町側の勝訴が確定をしております。以上です。

7 番（岡村統正君）

今、説明があったようにですね、ごみ問題では最高裁まで争って、そして町のほうが勝訴したという報告がございました。最高裁まで争うということになればですね、弁護士費用や交通費、職員の資料作成などで多額のお金が必要になると思うが、今説明のあった裁判は、当初からの費用、どれくらいの費用がかかっているのか、概算でよろしいので、金額がわかればお答え願いたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。弁護士費用等含めまして、弁護士の費用、旅費ですね、委託費、旅費、裁判所の郵送料、高松高裁への職員の旅費等、歳出簿に記載されております支出といたしましては、約 170 万円程度となっております。

7 番（岡村統正君）

諸費用が 170 万円、これはこの要するに 1 件だけということですが、今現在係争中のものは当然まだこれから費用がかかるということとございましょうが、大変、その 170 万ですけれども、費用がかかっているわけでありまして。多分、これは職員の細かい金額は算出はされていないじゃないかというふうに考えるところであります。

最高裁までいって、要するにそういう判決が出た。判決が出た以上は、裁判費用はきっちりと徴収を請求すべきだというふうに考えるわけであります。当然、訴訟が起こされればですね、我々町民の貴重な税金を裁判費用に、町側として予算を組まなくてはならなくなることから、裁判の結果が出た以上は、費用の請求をすべきだが、住民感情としては非常に疑問が残る問題であります。

一方では、町民の税の公平さをもとに町税全般の滞納の収納に取り組んでおり、その成果が大変上がっているところではありますが、そういった住民サイドから見たとき、今回の最高裁での結果については、町側の勝訴が確定したのであればですね、先ほど申しましたが、弁護士費用を含め職員の資料づくり、勤務時間の超過手当、出張の経費など、町が実質費用の損害賠償を求めるべきと思うが、その考えはあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。町が勝訴をしたことによりまして、敗訴側に裁判費用等の請求を行うとした場合でございますが、その請求を求める場合においても裁判を起こす必要がございます。

しかし、請求の対象となり得るものがございますね、裁判の実費に当たるものとなっております、その内容は訴状添付の印紙、裁判所への書類等の送付費、証人があれば証人の旅費、日当などでございます、弁護士の委託費や旅費、職員に関するものはその対象経費とはならないということとなっております。

裁判を行い勝訴をしたとしましても、勝ち取れる金額が数千円程度に見込まれるということございまして、裁判費用また職員の労力、人件費を考えた場合、現実的には難しいというふうに考えられます。以上です。

7 番（岡村統正君）

答弁は前回と全く同じ答弁でございます。ほかに答えはないということは、それは重々承知の上でございますので、それは理解しておりますけれども。

ただ、原告はですね、訴訟そのものをライフワーク的に捉えて行動しているとしか思えないところがうかがえるところであります。前回も申しましたが、仮に、逆の判決が出ていたらですね、相手方に金利もつけて費用を支払わなければならなくなるということになると思いますけれども。そのときには町側は全て払わないかと

いうか。結局、町側はそれは請求できんけども、原告が勝っちゃったら原告のほうへ町が全部払わないかんということが発生すると思いますけれども。

今、総務課長が答弁したようにですね、町のほうとしてはそういうことはできないということですが、私が先ほど申しましたように、原告の行動は楽しんでいる、言葉は悪いかもしれませんが、しれませんが、そういうふうにかがえるという節があるから、私はあえてこの質問をさせていただいております。

そこでですね、この件に関して、今後きちんと対処してもらいたいと思いますけれども、町長に一言お伺いしたいと思いますが、よろしく願いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。住民の方も監査請求ということで、しっかりと権利を行使した上での訴訟になっております。町としましては、今後どのようなことがあるかもわかりませんが、真摯な姿勢で、全てはこの佐川町のため、佐川町民の幸せのために事業を行うんだという姿勢で真摯に取り組めば、今後、訴訟をされることはないんじゃないかなあというふうに思っております。

万が一、訴訟された場合は、粛々と対応していかないといけないというふうに思っておりますが、まずは、執行部側がしっかりとした姿勢で、オープンな姿勢で業務に臨んでいく、町政運営をしていくということが大切だと思っておりますので、引き続きこの姿勢は変えずに、真摯に業務に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

副町長（村田豊昭君）

岡村議員さんの御質問にお答えしたいと思います。ほかに何らかのその賠償請求の方向はないかということでございますが、まだ、あるとは申せませんが、昨今の、いわゆる情報公開の流れ、町長が答えましたように行政手続法の現行の流れ等々ございます。

仮に、何らかのそういう財源に対するフォローできるは、と考えれば、特別交付税の特別分へ請求する。ただ、県を初め県下の市町村、こういういわゆる訴訟は各自治体において大変多数ありますので、特別交付税の特別分、いわゆる特殊需要として、こういう経費が要りました、思いがけん経費が要りました、というそういう特別

交付税の要望はできますが、いくらあるか、特別交付税もルール分というか災害とか等々の場合と違った特殊部門の経費の要求項目がございます。そこへは、庁議において財政のほうで要求するようにはしておりますが、いくら来るかはこれはわかりません。枠配の中での県下の情勢に比例しまして県のほうで案分する項目となっておりますので、いくら来るかはわかりませんが、こういう特殊需要が、こういう経費が通年と違ってありましたという要望は、そういうところへ要望したいと考えております。以上です。

7 番（岡村統正君）

なかなか各市町村においても、要するに訴訟問題というものは抱えているのが当然でありますけれども。その中でも何件もその訴訟問題を起こすというところは、同一の団体が起こすということはそんなにあり得ないんじゃないかというふうに考えるところであります。

判決が出た以上はですね、たとえ1円でも2円でも、そういったことの、要するに町費がかかっている部分においてはですね、請求すべきと思います。

出された判決結果にはですね、今後毅然とした態度で臨んでいただきたいと思います。今、町長からも、今後についてもそれぞれ問題については慎重に対処していく、いう答弁ございました。そういうことですね、この訴訟問題というのは、なかなか町民も関心のあるところでございます、費用がどれくらいかかっているのかとかいうようなことも、私の耳にも入ってきますので、改めて今回質問させていただいたということでございます。

そういうことで、今後においては、どうか真摯に取り組んでいただき、毅然とした態度をあらわしていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で7番、岡村統正君の一般質問を終わります。

これで、今定例会に通告がありました全ての一般質問を終了します。

ここで、10分休憩します。

休憩 午前 11 時 16 分

再開 午前 11 時 25 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、常任委員会審査報告について、を議題とします。

総務文教常任委員長の報告をお願いします。

総務文教常任委員長（中村卓司君）

それでは、報告を申し上げます。

（以下、「総務文教常任委員会審査報告書」朗読）

報告いたします。

議長（藤原健祐君）

受理番号12について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番（松浦隆起君）

私は、安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法整備法）の廃止を求める陳情書に対し、不採択の立場で討論をいたします。

今、日本を初め世界を取り巻く安全保障の状況はめまぐるしく、緊張状態にあります。核兵器や弾道ミサイルなどの大量破壊兵器の驚異があり、しかもそれが各地に拡散をしております。日本の近隣においても、日本の大半を射程に入れる弾道ミサイルを配備し、核兵器も開発をしているという報道もあります。

また、日本人も犠牲になっている国際テロ、そしてサイバーテロの脅威も深刻です。今や、脅威は容易に国境を越えてやってまいります。こうした中で、国と国民を守ることは政治の最も大事な仕事であり、どのような状況にあっても対応できるすき間のない安全保障体制を構築する必要があります。

我が国は、戦後一貫して日本国憲法のもとで平和国家として歩んでまいりました。この歩みはこれからも決して変えてはなりません。現状の恒久平和主義をうたった日本国憲法は、将来も堅持しなければならない世界に類例を見ない平和憲法であります。

この憲法第9条の平和主義、専守防衛の原則を堅持した安全保障政策の構築を目指したのが、今回の平和安全法制の真実です。法案

整備により、日本の安全のみならず国際社会の平和と安定に大きく貢献できるものと期待をしております。

政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、国民の命を守ることであることは当然であります。日本を取り巻く安全環境が厳しさを増す中で、国民を守るためには、憲法第9条のもとで許容される自衛の措置はどこまで認められるのか、その限界はどこにあるのかを突き詰めて議論した結果が昨年7月の閣議決定であります。

この閣議決定では、憲法9条のもとで許される論理的整合性や法的安定性というものを十分に配慮した上で、自衛の措置発動の新3要件が定められ、今回の法にも明記をされています。新3要件では、日本への武力攻撃が発生した場合だけでなく、日本と密接な関係にある他国に対する攻撃が発生した場合でも、これにより日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に限って、自衛の措置をとることができる、と見直しがなされております。あくまで専守防衛、自国防衛に限って許されるという厳しい条件がついているのが安全保障関連法であります。

したがって、今回の平和安全法制では、海外での武力行使を禁じた憲法第9条の解釈の根幹は全く変えておりませんし、国連憲章第51条にあるような他国防衛を目的としたフル装備の集団的自衛権の行使は認めていません。

また、外国軍隊等に対する輸送や補給などの支援を行う国際平和支援法についても、国際の平和と安全のために活動をしている外国軍隊への支援であり、特定の国のための支援ではなく、国連決議によって国際法上の正当性が確保されたものに限るとしています。また自衛隊の派遣には例外なき国会での事前承認が義務づけられており、自衛隊員の安全確保を明確に規定をしております。

そしてあくまでも日本が主体的に行う国際貢献としての支援であり、自衛隊が実施するのは後方支援に限られ、憲法第9条のもとでは武力行使は認められません。他国との武力行使の一体化を防ぐために、戦闘行為が行われることが予測をされる場合は、活動中止や撤退できる仕組みを設けております。

自衛隊海外派遣の3原則、またPKO参加5原則を取り決め、武力行使の拡大解釈にならないように、また自衛隊の安全の確保をどうするか、二重三重の縛りを設けております。自衛隊の武力行使に

については、自国防衛の自衛の措置に限って許され、もっぱら他国防衛を目的とした集団的自衛権の行使はできないとする政府の憲法 9 条解釈の根幹は維持しております。

今回の平和安全法制は、国民を守るため、すき間のない防衛体制を整備するとともに、国際社会の平和と安全のための貢献を進めることを目的としており、憲法 9 条のもとでできることとできないことを整理したものであります。そして、これまで以上の外交努力と抑止力を強化するための法整備であり、どこまでも日本が武力攻撃を受けたと同様な、深刻、重大な被害が及ぶ場合に限定されております。

また、1972 年の政府見解をベースに示された新 3 要件は、あくまで自国防衛、専守防衛のためであり、いわゆる他国を防衛するための集団的自衛権を認めたものではないことは、法制局長官の平成 26 年 7 月 14 日の答弁でも明らかであります。

したがって、安全保障法制は憲法 9 条の枠を超えるものではなく、安全保障関連 2 法（国際平和支援法、平和安全整備法）の廃止を求める陳情書は不採択にするものと考え、反対討論といたします。

議長（藤原健祐君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

2 番（坂本玲子君）

2 番議員の坂本です。安全保障関連法の廃止を求める意見書に関する陳情に関して賛成の討論をいたします。

戦後 70 年がたちました。この 70 年間 1 度も戦争をしていないことを誇りに思います。先の太平洋戦争で日本も 300 万人の方が亡くなりました。アジアの国々では 2 千万人が犠牲になったと言われています。その反省のもと、日本は憲法 9 条で武力の行使は国際紛争を解決する手段としてはこれを放棄すると明言しています。

世界の各地では、戦争、紛争が絶えません。武力で解決しようとするれば憎しみを増幅させ、永久に続く戦争になるでしょう。時間はかかるでしょうが、対話をし、お互いに歩み寄ることでこそ平和が訪れるのです。

戦後、歴代の政権は、憲法 9 条のもとで他国に加えられた武力攻撃を阻止する集団的自衛権の行使は許されないとしてきました。安倍首相はそれを閣議決定という形で集団的自衛権容認に踏み切ったのです。この安保関連法が本当に戦争を防ぐ手立てになるのでし

ようか。

今までは、我が国に対する武力攻撃の発生という客観的な要件がなければ、自衛隊の武力攻撃は認められませんでした。集団的自衛権を容認すれば、アメリカの戦争に巻き込まれる可能性が出てきます。しかも、これらの法にはほとんどの憲法学者が憲法違反と異議を唱えています。参考人招致で自民党の推薦した大学教授でさえも違憲だとはっきり述べたことは、皆さん御承知のとおりです。

また、半数近い国民が憲法に違反していると考えています。これらの法は、政府の判断で世界中で多国籍軍を後方支援できるようになってしまいます。爆薬を補給し、戦闘機に給油する。そうやって支援する国を相手の国はどう思うのでしょうか。同じ敵国になるのではないのでしょうか。パリのテロはそうして起こったのではないのでしょうか。

日本は、戦争をするつもりがなくても、戦争に巻き込まれる可能性が出てきます。テロの標的になる可能性が出てきます。ちなみに、全世界でテロ事件の死者数は、2000年には4,422人ですが、2014年には4万3,512人と約10倍にも増加しているのです。日本国憲法のもとで、憲法9条を最大限に生かした平和外交を進めていくことが平和な日本を子供たちに保障していく道です。

議場にいる私たちは、もう年を取っていますので、行くことはないでしょう。でも、皆さん、思い起こしてください。あなたの子供、孫、親戚の子供、近所の子供たちが、もし戦争に巻き込まれてしまったらどうでしょう。もしそんなことで命を失ってしまったらどうでしょう。

もう決ってしまったこと、政府が決めたことに反対するのはいかなものかという方もいます。もし、政府が間違いを起こさないのなら、太平洋戦争も起きなかったはずですが。私たちは国会では発言できません。しかし、地方議会から国に対しての意見書を出すことはできます。

佐川町議会の皆さん、この法は明らかに憲法違反です。戦争は絶対いやだというのは皆さんの願いではないのでしょうか。党利党略は関係ありません。そこを抜きにして、このことだけはみんなで協調しあいたい。私も1人の町民として、子を持つ親として、そしてたくさんの子供たちを育ててきた保育士として、平和を望みます。法を廃止し、9条の精神を生かし、子供たちに平和な未来を残すため

に、ぜひ御賛同をいただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、受理番号 12、安全保障関連 2 法（国際平和支援法、平和安全整備法）の廃止を求める陳情書について、不採択することに決定をいたしました。

次に、産業厚生常任委員長の報告をお願いします。

産業厚生常任委員長（西村清勇君）

審査報告を申し上げたいと思います。

（以下、「請願審査報告書」及び「受理番号第 9 号、早期に佐川町道の駅建設を求める請願書についての附帯意見」朗読、「産業厚生常任委員会審査報告書」朗読）

よろしくお願いします。

議長（藤原健祐君）

受理番号 8 について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

1 番（下川芳樹君）

1 番議員、下川芳樹です。私は、伊方原発の再稼働を行わないことを求める請願に賛成の立場で討論を述べさせていただきます。

台風や地震など、自然界の災害発生を止めることは、今の科学力をもってしても不可能ですが、せめて人間の手で止めることのできる災害のリスクは避けたいものです。想定外の出来事で、事故の可能性

が心配される原子力発電所の稼働は、人間の手で止めることのできる大きな災害リスクの1つです。

長い時間をかけて、豊かな自然と人々の生活を育んできた私たちのふるさと佐川町に、伊方原発から漏れ出した放射能が飛来し、長時間住めない状況がつくられないために、伊方原発から半径 90 キロ圏内に住む私たちにとってのメリット、デメリットをよく考えなければなりません。

本年 8 月、四国電力側から、当町議会議員が伊方原発再稼働に向けた取り組みの説明を受けました。新しい安全基準により想定外の被害を受けた福島原発事故の問題点をクリアし、安全を確保しているとのことでした。でも、議員からの質問に、これで絶対に安全である、事故は絶対起きないとは言い切れないとの回答もありました。

また昨日あった中村議員からの一般質問でも、伊方原発の安全性に問題がある、被害は周辺自治体にとどまらず高知市以西まで影響するとの、環境総研、青山顧問の新聞記事を取り上げた発言もございました。

世界各地で起こっているテロや戦争、巨大地震や津波など、今回の新しい基準で想定されていなかった想定外の出来事が起こらないとも限りません。あらゆる可能性を考えた場合に、絶対に安全だとは言い切れない状況が原発再稼働には伴います。

今や電気は、私たちの日常にとって欠くことのできない大切なエネルギーです。国や愛媛県、原発周辺の自治体においては、それぞれのメリット、デメリットを考えて原発稼働賛成の立場をとっています。でも、補助金や地域経済へのメリットがない我が町の生活基盤を住民から全て奪ってしまう、そんな原発事故の可能性が心配されるなら、人間の力で原子力を安全に抑制できる時代が来るまでは、既存の抑制可能で安全な発電エネルギーを選択するほうが、私たち佐川町に住む者にとって得策であると考えます。

近い将来必ずくるであろう南海地震を無事切り抜けて助かったとしても、偏西風に乗ってやってくる伊方原発からの放射能汚染によって避難生活を余儀なくされれば、喜びも半減してしまうかもしれません。

私自身も、友人や家族と離れ離れの避難所生活を送るのは嫌です。死ぬまでふるさとで、友人や家族と幸せに暮らせることを望みます。

お年を召された皆さんや小さな子供を抱えた家庭にはなおさら厳しい避難生活となるでしょう。

先祖代々暮らしてきた美しいふるさとを、後の後世にしっかりつなげるよう選択を間違わないことが、今の時代に生きる私たち大人の役割であり、住民の代表である議員の使命であると強く感じております。

再稼働を絶対に許さない、被害の可能性がある自治体の議員として町民の安全と安心を守るためにも、この請願に賛成してしっかりとした意思表示を国や愛媛県に示すべきだと考えます。

国が決めたことだからとか、原発がある県、自治体が判断することだからなどと言わず、事故が起きたとき、その被害を受ける佐川町民一人一人の立場に立って、この請願に賛同いただくよう、各議員に強く訴えるものでございます。以上、私の討論を終わります。

議長（藤原健祐君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

10 番（永田耕朗君）

伊方原発再稼働を行わないことを求める請願に対して、反対の討論を行います。

旧ソ連のチェルノブイリ、アメリカのスリーマイル島と、人類は悲惨な事故を経験いたしました。こうした事故が対岸の火事のように私どもは考えてまいりましたが、東日本大地震の大津波によってもたらされた福島原発事故は、人間の想定を超える自然災害の恐ろしさを、まざまざと見せつけるものでありました。

日本の原子力政策の安全神話を打ち砕くこととなりました。放射能汚染によって多くの農地、漁場を失った人々の苦しみも受けとめなければなりません、一方では、多くの人々がより豊かな生活を求めています。その豊かな現代社会は、電気エネルギーによって支えられているのも事実であります。

新しいエネルギーの開発、安全なエネルギーへの転換が将来に向けて必要であろうと考えるものであります。

原発再稼働については異論があることも理解はできますが、伊方原発 3 号機については、原子力規制委員会が 7 月に原発の新規制基準を満たすとして、四国電力の安全対策の基本方針を許可、愛媛県議会、伊方町議会も賛成をしております。周辺住民の生活の安定や経済活動の維持などのためには、現実的な対応が必要であります。

日本は、海外にエネルギー源を依存している以上、代替エネルギーが確立されてない現状では、再稼働は当面やむを得ないと考えるものであります。

佐川町議会産業厚生常任委員会では不採択であります。したがって、伊方原発再稼働を行わないことを求める請願に対して、反対をするものであります。御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

ほかに、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。この請願について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、受理番号８、伊方原発の再稼働を行わないことを求める請願は、不採択することに決定しました。

受理番号９について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号９、早期に佐川町道の駅建設を求める請願書について、採択することに決定をいたしました。

受理番号１０について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号 10、市町村議会における「森林・林業政策の推進を求める意見書」採択及び「森林・林業・林産業活性化推進市町村議会議員連盟」の結成・組織化の協力要請について、採択することに決定をいたしました。

受理番号 11 について、申し上げます。既に同じ内容の陳情書が採択をされていますので、受理番号 11、貴議会における「森林・林業政策の推進を求める意見書（案）」採択及び、「森林・林業・林産業活性化議員連盟（略称：林活議連）」の組織強化に向けた要請について、採択されたと見なします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を、10 日の午前 9 時とします。

本日は、これで散会します。

散会 午後 0 時 2 分